

社会福祉法人恵愛会介護事故防止に関する実施規定

(目的)

第一条 社会福祉法人恵愛会が運営する事業所が利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故、サービス提供者に被害が生じる事故、又は被害は生じなかったものの「ヒヤリ」「ハット」する事故の発生防止や解消する体制を確立し、適切、安全な福祉サービスの提供に資することを目的に介護事故防止に関し必要な事項を定める。

(実施内容)

第二条 事業所における利用者の安全確保、利用者サービスの向上を図るために次の取り組みを行なう。

- ① 介護事故につながる恐れのある業務の洗い出し
- ② 介護事故防止の対策の検討
- ③ 事故が発生した場合の対応策の検討
- ④ 介護事故防止に関わる取り組みを検討・推進するための体制整備

(実施体制)

第三条 事業所は、施設長を責任者とする介護事故防止体制を整備する。

- 2 前項及び前条の活動を行なうための体制として「介護事故防止委員会」を設置する。
- 3 介護事故防止の取り組みを推進する担当職員として、事故担当責任者を配置する。

(委員会)

第四条 委員会は、次の者をもって構成することを原則とし、事業所の施設長が選任する。

- ① 施設長をサポートする立場の管理者
 - ② 生活相談員
 - ③ 介護職員
 - ④ 看護師
 - ⑤ 管理栄養士
- 2 委員会は、次の所掌事務に関する協議、調査等の活動を行なう。
- 1 事故防止の検討対策に関すること。
 - 2 事故、ヒヤリハットの分析及び再発防止策の検討に関すること。
 - 3 事故防止のために行なう職員に対する指示に関すること。
 - 4 事故防止のために行なう施設長等に対する提言に関すること。
 - 5 事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること。
 - 6 事故についての訴訟に関すること。
 - 7 その他、事故防止に関すること。
- 3 委員会の検討結果については、定期的に施設長に報告するとともに、事故担当責任者（委員長）又は委員を通じて、各部門に周知する。
- 4 委員会は、月1回開催する。また、委員会が必要と認める場合は、委員以外の職員を委員会に出席させることができる。
- 5 委員会の記録その他の庶務は、担当責任者において行なう。

(事故担当責任者の配置)

第五条 ヒヤリハット事例の詳細の把握、検討等を行い、事故防止に資するため、事故担当責任者

を置く。

- 2 事故担当責任者は委員会の委員長とする。

(職員研修に関する基本方針)

第六条 サービスと業務の標準化に基づいたリスクマネジメントが実施されるよう、定期的に教育・研修を実施する。

- 1 報告書の記入方法
- 2 事故原因の分析の視点について
- 3 リスクへの気づき
- 4 事故発生時の対応

(介護事故が発生した場合の報告)

第七条 施設内で介護事故が発生した場合は、以下の手順により報告する。

- 1 事故を発見した職員は状況を把握し、必要な処置を取る。
 - 2 上司に状況を報告し家族に事故の状況、現在の状態、今後の予定について連絡する。
 - 3 事故報告用紙を居室担当者と相談し作成、コピーをとって報告する。
 - 4 各部署に報告用紙のコピーを配布し事故の周知を行う。
- 2 介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合及び現状を放置しておく
介護事故に結びつく可能性が高いものがあつた場合の報告
- 1 ひやり・ハット報告書に記入し各部署に保管
 - 2 委員会に報告し改善内容を検討
 - 3 改善に時間や費用が伴うものについて施設長に報告

(入所者等に対する当該規定の閲覧に関する基本指針)

第八条 当法人の介護事故防止の為の基本方針は、入居者の求めに応じていつでも施設内に閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも入居者及び家族が閲覧できるようにする。

改正 平成19年3月15日 第六条及び第七条を追加

改正 平成28年1月1日 第八条を追加